

# 第1章 申請・届出をするに当たって

## 第1章 申請・届出をするに当たって

この手引は、高圧ガス設備の設置者等が高圧ガス保安法に基づき行わなければならない手続きを、まとめたものです。この手引に盛り込まれた技術上の基準、通達等については、高圧ガス設備の保安を確保していく上で重要な事項ですので、技術上の基準を遵守することはもとより、通達等についても十分配慮することが必要です。

本編は、一般則並びに液石則の適用を受ける第一種製造者、第二種製造者及び特定高圧ガス消費者に係る申請等について記載したものです。コンビ則の適用を受ける特定製造事業所の製造に係る申請等については、「高圧ガス保安法関係申請・検査の手引（特定製造事業所用）」を、冷凍則の適用を受ける製造事業所に係る申請等については「冷凍関係申請・検査の手引」を参照してください。

なお、液石法の供給設備に液化石油ガスを充てんする設備については、同法の手引きを参照してください。

### 1 高圧ガスに係る事業区分

#### (1) 第一種製造者（冷凍則適用のものを除く。）

第一種製造者は、事業所における全ての高圧ガス製造設備の合計処理能力が、次のいずれかに該当する者です。

ア 第一種ガス	300Nm <sup>3</sup> /日以上（認定を受けた指定設備を除く）
イ 第一種ガス以外のガス	100Nm <sup>3</sup> /日以上
ウ 第一種ガス及びそれ以外のガス	$T \text{ Nm}^3/\text{日以上}$ （一般則第102条） $T=100+(2/3)S$ 、S：第一種ガスの処理能力

例) 第一種ガス 200Nm<sup>3</sup>/日、第一種ガス以外のガス 50Nm<sup>3</sup>/日の事業所  
事業所の処理能力は、 $200+50=250\text{Nm}^3/\text{日}$ であり、上記式より算定される値  
 $T=100+2/3 \times 200=233.33\text{Nm}^3/\text{日}$ より大きいので、第一種製造者に該当する。

#### 1) 「第一種ガス」（施行令第3条）

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（可燃性のものを除く）又は空気

#### 2) 事業所に係る高圧ガスの処理能力は、各々の処理能力を合算することとなりますが、次項の①から③をいずれも満たす場合は処理能力を合算しなくてもよいこととなりました。（平成29年7月25日付け20170718保局第1号 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規））

処理能力を合算しない場合は、第一種製造者として高圧ガス製造施設軽微変更届、第二種製造者として高圧ガス製造事業届又は高圧ガス製造施設等変更届の提出が必要となります。

また、貯蔵能力が300m<sup>3</sup>以上となる場合は、貯蔵所に係る手続きが必要となります。

- ① 製造施設の処理能力が $100\text{Nm}^3/\text{日}$ （高圧ガス保安法施行令第3条第1号上欄に掲げるガスにあっては $300\text{Nm}^3/\text{日}$ ）未満である製造施設
- ② 他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する窒素及び空気の通る配管で接続され、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている場合を含む。）
- ③ 他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの

3) 「認定を受けた指定設備」（令第15条第1号、政令関係告示第6条第1項）

窒素を製造するため空気を液化して高圧ガスを製造する設備でユニット形のもののうち、次の要件を全て満たすもので、法第56条の8に規定する指定設備認定証の交付を受けた設備です。

指定設備の要件

- ① 定置式の製造設備であること
- ② 当該設備は窒素のみを製造するものであること
- ③ 一般則第2条第18号及びコンビ則（昭和61年通商産業省令第88号）第2条第19号の規定により算出した当該設備の処理能力が百立方メートル以上であること
- ④ 原料空気圧縮機の吐出圧力が、1メガパスカル未満であること
- ⑤ 原料空気の不純物を精製除去するための吸着方式の設備を有すること
- ⑥ 空気液化分離器は二重殻密閉構造のものであること

(2) 第二種製造者

高圧ガスを製造する事業所のうち、第一種製造者以外の事業所

例) 認定を受けた指定設備のほかに処理能力が第一種ガス  $100\text{Nm}^3/\text{日}$ 、第一種ガス以外のガス  $20\text{Nm}^3/\text{日}$ の製造設備を持つ事業所

事業所の処理能力は、 $100+20=120\text{Nm}^3/\text{日}$ であり、上記式より算定される値

$T=100+2/3 \times 100=166.6\text{Nm}^3/\text{日}$ より小さいので、第二種製造者に該当する。

※ 認定を受けた指定設備は法第5条第1項第1号に規定する第一種製造者に係る処理能力の算定から除外されているためTの算定には関与しない。

[参考]

製造事業所の種別

ガスの種類	第一種ガス		第一種ガス以外		第一種ガス+第一種ガス以外	
	$<300\text{Nm}^3/\text{日}$	$\geq 300\text{Nm}^3/\text{日}$	$<100\text{Nm}^3/\text{日}$	$\geq 100\text{Nm}^3/\text{日}$	$<T$	$\geq T$
事務手続き	製造届出	製造許可申請	製造届出	製造許可申請	製造届出	製造許可申請
	受理	許可	受理	許可	受理	許可
(種別)	↓ 二種製造	↓ 一種製造	↓ 二種製造	↓ 一種製造	↓ 二種製造	↓ 一種製造

※  $T=100+(2/3) \times (\text{第一種ガスの処理能力})$

(3) 特定高压ガス消費者（施行令第7条）

次のいずれかに該当する者

ア 次に掲げる高压ガス（特殊高压ガス）を消費する者

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| ①モノシラン | ②ホスフィン  | ③アルシン   |
| ④ジボラン  | ⑤セレン化水素 | ⑥モノゲルマン |
| ⑦ジシラン  |         |         |

イ 次に掲げる高压ガスをその種類に応じた数量以上の貯蔵設備で貯蔵して消費する者

- |          |    |                    |
|----------|----|--------------------|
| ①圧縮水素    | 容積 | 300Nm <sup>3</sup> |
| ②圧縮天然ガス  | 容積 | 300Nm <sup>3</sup> |
| ③液化酸素    | 質量 | 3,000kg            |
| ④液化アンモニア | 質量 | 3,000kg            |
| ⑤液化石油ガス  | 質量 | 3,000kg            |

（ただし、液石法第2条各号に掲げる者にあつては、質量10,000kg）

- |       |    |         |
|-------|----|---------|
| ⑥液化塩素 | 質量 | 1,000kg |
|-------|----|---------|

ウ 導管により特定高压ガス（上記ア、イに掲げる高压ガス）の供給を受け消費する者

## 2 申請書・届出書の提出先

申請・届出の区分	設備の設置場所	提出先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種製造者に関するもの</li> <li>・特定高圧ガス消費者に関するもの</li> </ul>	県内全域	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県防災・危機管理部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種製造者に関するもの</li> </ul>	水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村	消防安全課産業保安室 Tel 029-301-2891 Fax 029-301-2887
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種製造者に関するもの</li> </ul>	常陸太田市, 常陸大宮市, 太子町	〒313-0013 常陸太田市山下町 4119 県北県民センター環境・保安課 Tel 0294-80-3355 Fax 0294-80-3357
	日立市, 高萩市, 北茨城市	〒317-0073 日立市幸町 1-21-2 県北県民センター 日立商工労働センター Tel 0294-21-6711 Fax 0294-21-6712
	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市	〒311-1593 鉾田市鉾田 1367-3 鹿行県民センター環境・保安課 Tel 0291-33-6056 Fax 0291-33-5638
	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 県南県民センター環境・保安課 Tel 029-822-7067 Fax 029-822-9040
	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 八千代町, 五霞町, 境町	〒308-8510 筑西市二木成 615 県西県民センター環境・保安課 Tel 0296-24-9140 Fax 0296-24-7813